

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- これまで6次にわたり、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者施策を展開
- 平成37年（2025年）には本市においても、高齢化率が26.2%、後期高齢者が15.5%と前期高齢者を上回るようになる
- 超高齢社会に対応した小牧市にあった地域づくり、地域包括ケアシステムの構築が必要
- 医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保

### 2 計画の性格、位置づけ

- ◆ 計画の根拠
  - ・介護保険法第117条、老人福祉法第20条8にもとづく
- ◆ 老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的な策定
  - ・両計画は一体的に策定
  - ・第6次以降の介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年まで段階的に地域包括ケアシステムを構築する
- ◆ 市の他計画との関係



3 計画の期間 平成30年度～32年度の3年間

4 計画の策定体制 庁内外の策定体制を記載予定

### 5 日常生活圏域の設定

地理的、歴史的、社会的条件や人口、交通事情などを勘案し、概ね中学校区を目安として、6圏域とする

## 第2章 高齢者を取りまく現状と推計

基本統計データやアンケート調査結果を整理

- 1 高齢者の現状と推計
- 2 要介護(要支援)認定者等の現状と推計
  - ※ 認知症高齢者のデータもここで整理
- 3 圏域別にみた高齢者の現状と将来予測
- 4 高齢者実態調査(アンケート調査)結果等の概要

## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念及び基本目標

超高齢社会における高齢者施策のあり方を含め、「小牧市版地域包括ケアシステム」の構築による介護保障と自立支援の推進を目指す。

基本理念

いきがい 支え合い 助け合い

基本目標

- 1 いきいきとした潤いのある暮らしづくり
- 2 自立を支え合う地域づくり
- 3 質が高く安定した介護保険事業運営

### 2 基本方針

- ① 介護予防及び要介護度の重度化防止による自立支援の推進
- ② 在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備
- ③ 高齢者向け住まいを含めた地域密着型サービス拠点の整備と、地域における互助力の充実を図り、サービス提供事業者と地域互助力との協働による介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ④ 認知症を発症しても地域で暮らし続けられる地域体制の構築
- ⑤ 相談窓口の一元化による地域包括支援センター機能の強化

### 3 施策体系図

## 第4章 いきいきとした潤いのある暮らしづくり

高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活がおくれるよう、健康づくりを推進すると共に、介護予防の充実を図る

高齢者が幅広い趣味の活動やさまざまな地域活動等に参加するなど、生きがいづくりを促進する

地域活動の担い手として活躍できる機会や場の提供を行う

## 第5章 自立を支え合う地域づくり

誰もが地域で安心して生活ができるよう、「小牧市版地域包括ケアシステム」の構築を図る

高齢者の身近な存在としての地域包括支援センター機能の強化を図る

介護保険サービスなど公的サービスでは補えない、きめの細かな支援を、住民主体で支援できるしくみづくりを進める

## 第6章 質が高く安定した介護保険事業の運営

### 質が高く安定した介護保険事業の運営

介護が必要となっても必要なサービスが受けられるよう、サービスの質の向上を図る

公平で安定した、持続可能な介護保険の運営を図る

要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援が行えるよう、地域の資源等の活用や多様なサービスの充実を図る

家族介護者が仕事をしながら介護が続けられるよう、家族介護者支援の充実を図る

### 介護（予防）給付の見込み

## 第7章 推進体制

- 1 計画の周知
- 2 関係機関などとの連携強化
- 3 計画の推進体制と進捗管理